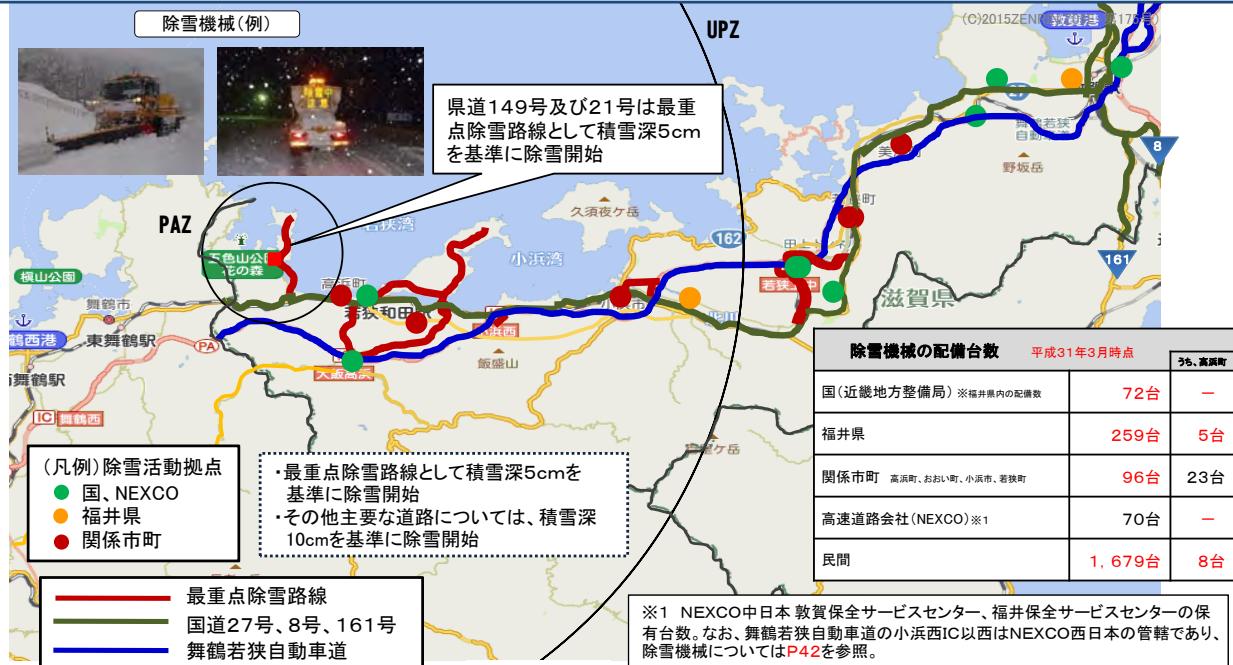


福井県における降雪時の避難経路の確保

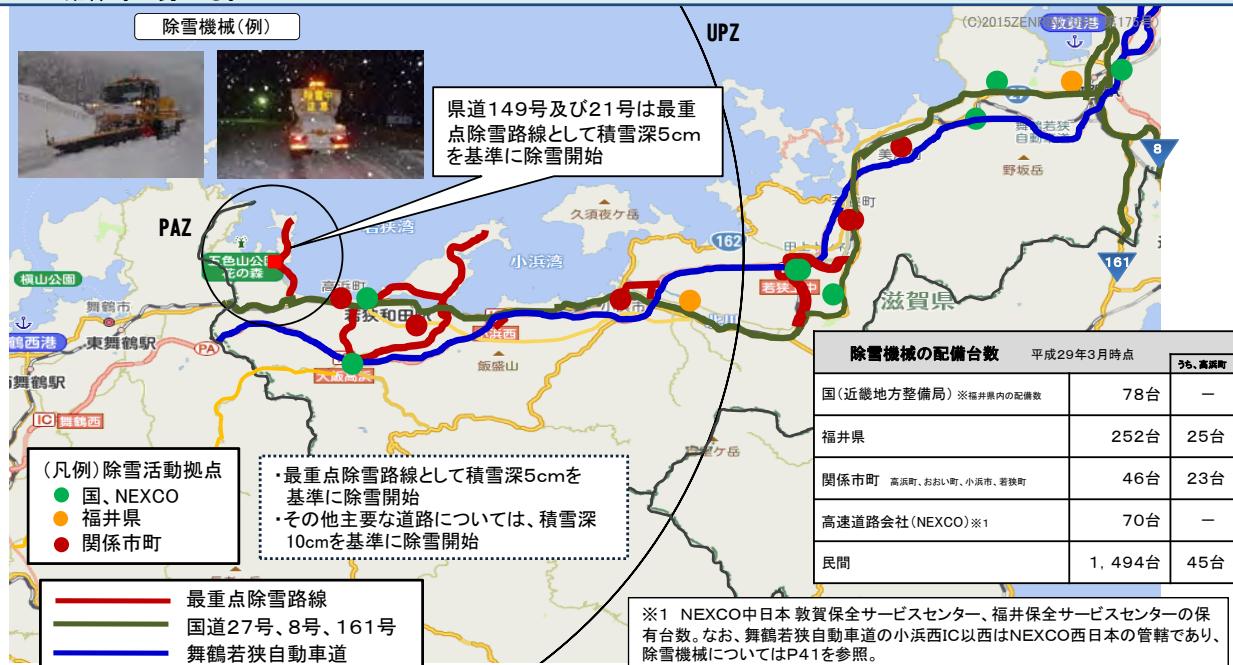
- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



82

福井県における降雪時の避難経路の確保

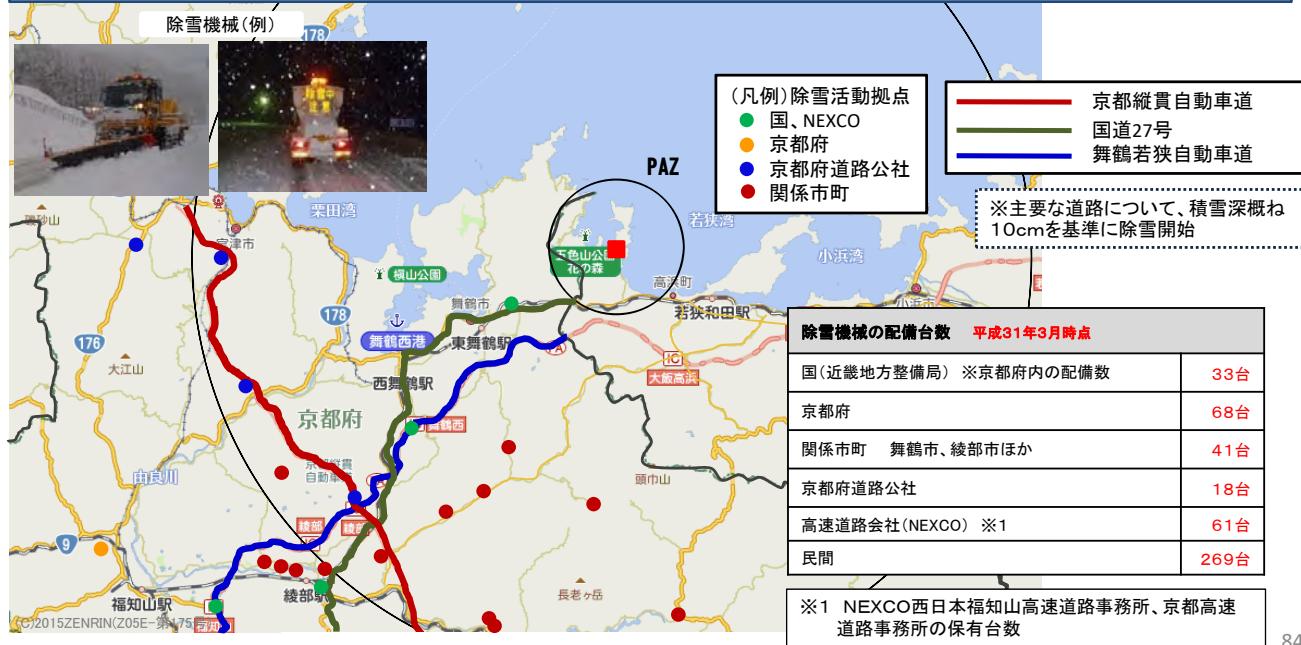
- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



83

京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深が概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



84

京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深が概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



85

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路(金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線)について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

<福井県における情報連絡本部(例)>



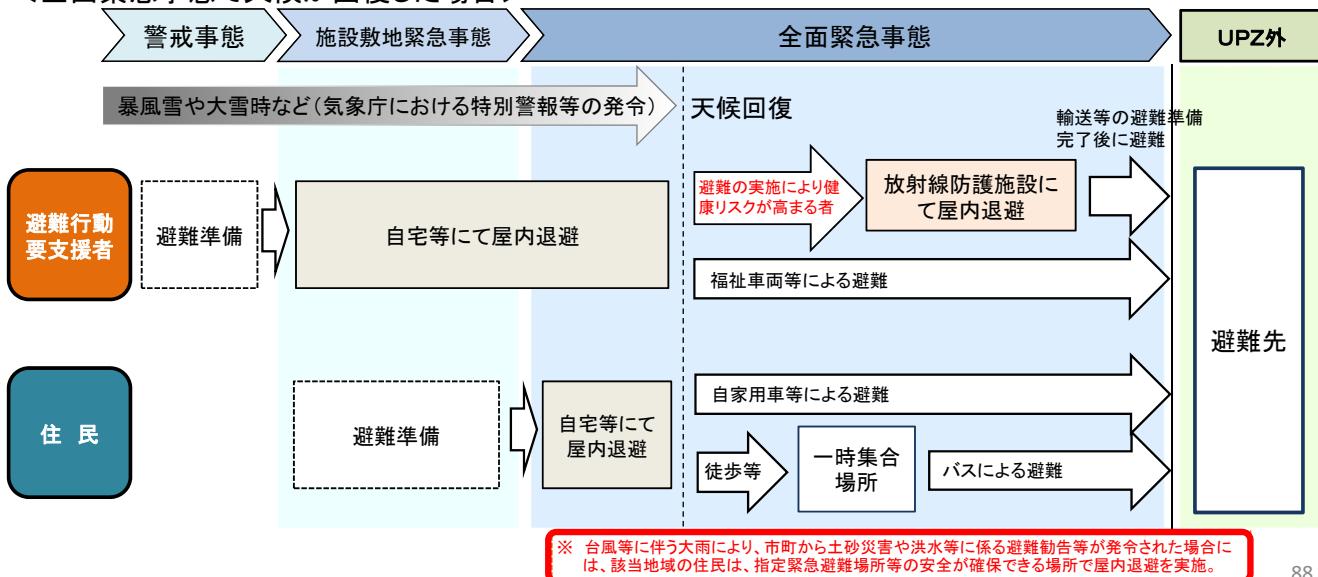
86

新規ページ

暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、**避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。**
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<全面緊急事態で天候が回復した場合>

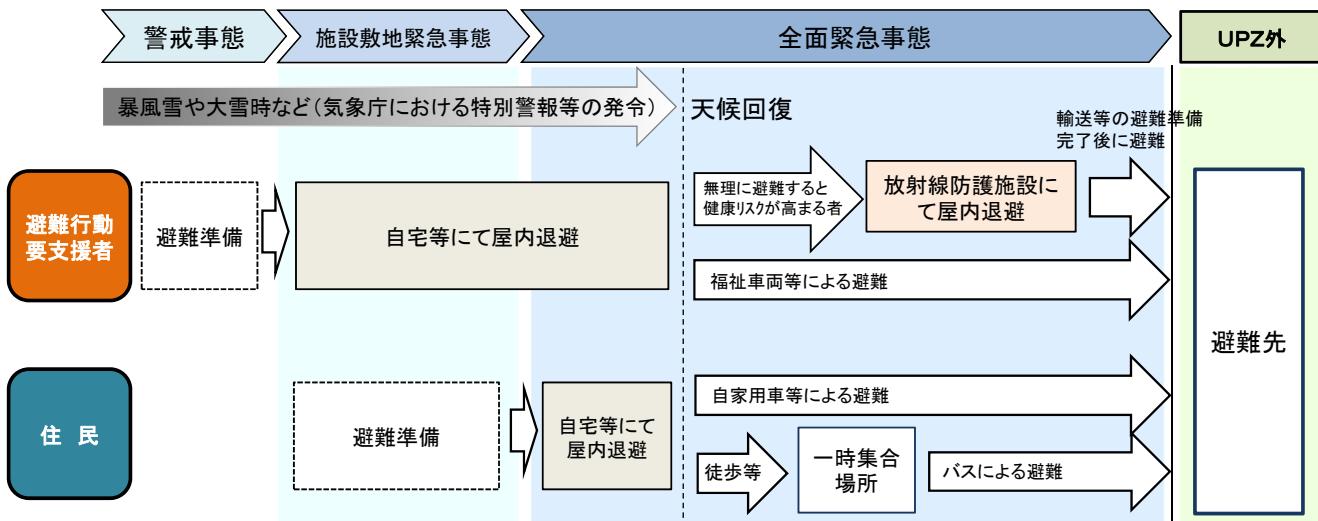


88

暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<全面緊急事態で天候が回復した場合>



89

5. PAZ内の全面緊急事態における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

5. PAZ内の全面緊急事態における対応

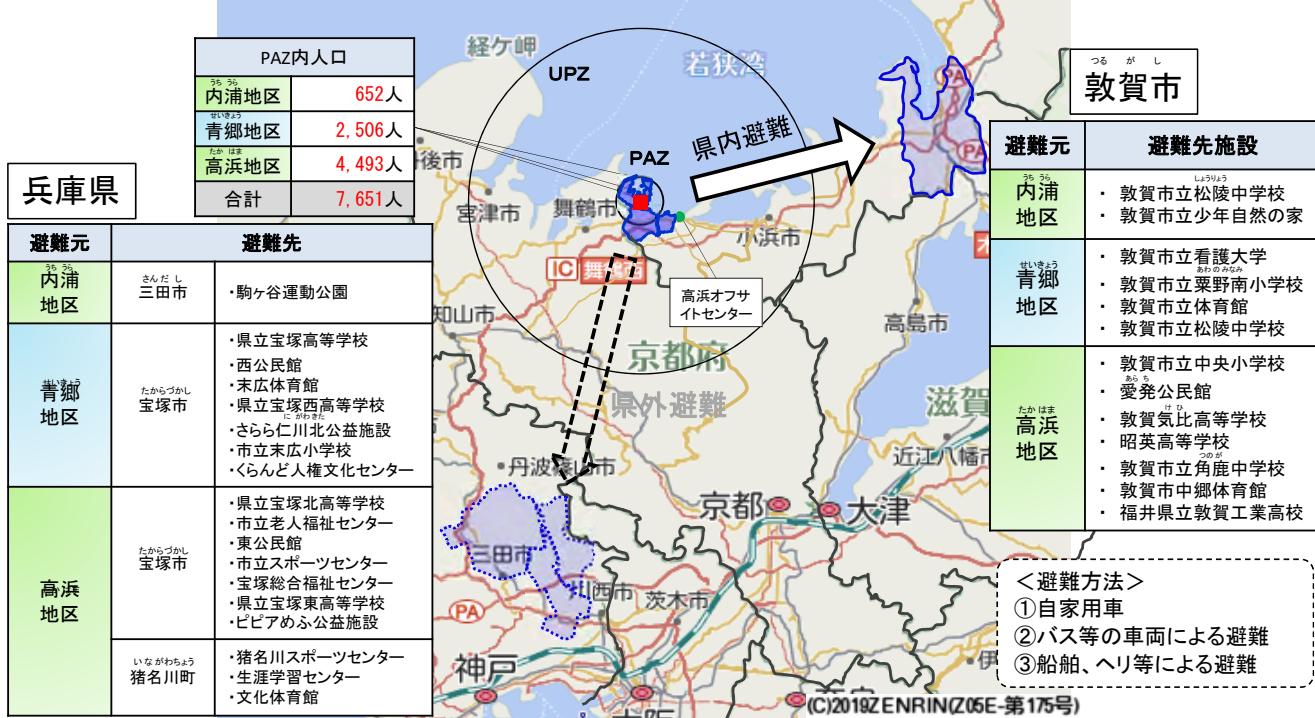
<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

※ 本章では、舞鶴市の「PAZに準じた避難を行う地域」も含めた対応を記載している。

高浜町におけるPAZ内の住民の避難先

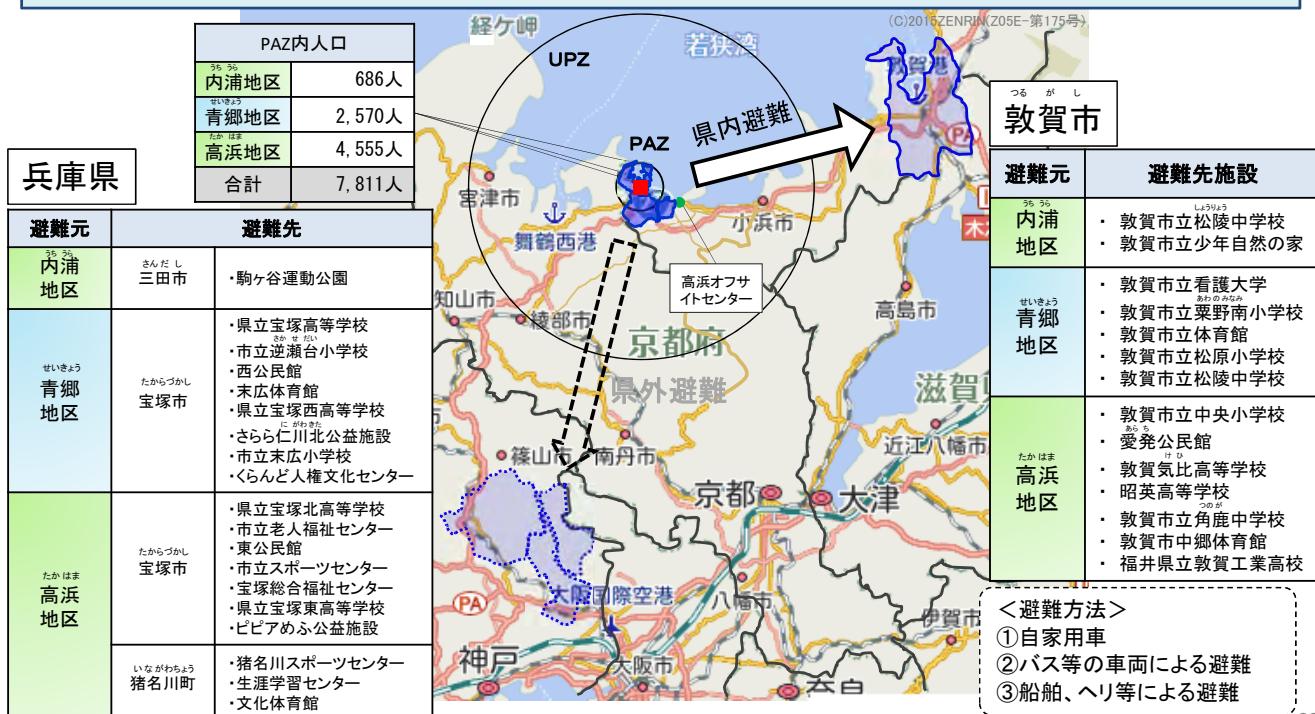
- ▶ 高浜町の3地区(内浦地区、青郷地区、高浜地区)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- ▶ 3地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。



92

高浜町におけるPAZ内の住民の避難先

- ▶ 高浜町の3地区(内浦地区、青郷地区、高浜地区)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- ▶ 3地区における避難先については、平時から避難計画に関する住民説明会やケーブルテレビ放送・訓練等を通じて住民に周知。



93